

市第 112 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新横浜公園の項の次に次のように加える。

玄海田公園	運動広場
-------	------

別表第 3 第 1 号の表中

運動広場	1 日につき	17,100円		
------	--------	---------	--	--

を

運動広場（玄海田公園の運動広場を除く。）	1 日につき	17,100円		
玄海田公園の運動広場	1 日につき	49,000円		

に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

市第 112 号

公園の有料施設を設置するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 1（第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省 略)	
新横浜公園	総合競技場 補助競技場 投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場
<u>玄海田公園</u>	<u>運動広場</u>
(省 略)	

別表第 3（第 29 条の 2 第 2 項）

(1) 利用料金

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
	単 位	金 額	単 位	金 額
(省 略)				
<u>運動広場（玄海田公園 運動広場 の運動広場を除く。）</u>	1 日につき	17,100円		
<u>玄海田公園の運動広場</u>	<u>1 日につき</u>	<u>49,000円</u>		
(省 略)				

（第 2 号及び第 3 号省略）